

株 主 各 位

富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
トナミホールディングス株式会社
代表取締役社長 綿 貫 勝 介

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、株主様の安全確保および感染拡大防止のために、株主様には健康状態に関わらず、可能な限り株主総会への来場をお控えいただき、書面により議決権を事前に行使くださいようお願い申し上げます。書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送賜わりたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号 当社本社 4階ホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

■お土産廃止のお知らせ

株主総会会場にご来場くださる株主様と、ご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に添付すべき書類の、連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tonamiholdings.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類の一部であります。
 3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 4. 当社では新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、株主総会会場におきまして、必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

事業報告 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日、以下「当期」という。)における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発出等の影響から、社会経済活動が抑制されるなど、厳しい状況で推移しました。

物流業界におきましては、国内貨物輸送量は2020年度のコロナショックの反動により、5年ぶりの増加に転じておりますが、依然としてコロナ禍以前の水準までには戻っておりません。一方で、倉庫・宅配・3PLにおいては、EC需要の増加を受けて、物流施設の需給がひっ迫するなど、比較的堅調に推移しております。また、原油価格の上昇およびウクライナ情勢等により、燃料価格が急騰し、トラック運送事業者の経営に深刻な影響を及ぼしているほか、労働力不足への懸念についても、少子高齢化などの構造的な課題は解消しておらず、人件費や必要コスト増大への対応など、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中で、当社グループは、「第22次中期経営計画(2021年4月1日～2024年3月31日):コーポレート・スローガン『TONAMI NEW PLAN 2023』」の取組みを進めております。新しい経営ステージをめざし、過去最高の業績目標に加え、DX(デジタルトランスフォーメーション)を活用した物流システムの展開やM&A、設備投資の積極展開などをはかり、社会の持続的な発展にも寄与できるよう計画達成にむけ邁進しております。

物流関連事業においては、グループの物流リソースの相互連携・活用をはかり、多様化するお客様の物流ニーズに沿う総合的なロジスティクスサービスの提供にむけた積極的な営業活動の展開に加え、DXによる業務効率化や生産性の向上をはかり、経営基盤の強化に努めてきました。事業成長の一環としては、埼玉県にトナミ運輸株式会社春日部流通センターと大阪府に京神倉庫株式会社箕面支店を新たに開設しました。また、2021年4月30日付で高岡通運株式会社、2022年3月1日付で株式会社サンライズトランスポートを新たに連結子会社化し、当社グループの一層の連携強化をはかり、経営基盤と事業規模の拡大を通じた物流事業基盤の更なる強化を行いました。

その結果、当社グループの当期経営成績は、営業収益において1,353億61百万円と前期に比べ6億65百万円(0.5%)の増収となりました。

利益に関しては、業務効率化による生産性の向上と外注業務の内製化等のコストコントロールの強化に努めた結果、営業利益は73億69百万円と、前期に比べ9億13百万円(14.2%)の増益となりました。

経常利益は79億6百万円と、前期に比べ7億59百万円(10.6%)の増益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、51億10百万円を計上し、前期に比べ4億50百万円(9.7%)の増益となりました。

当期の期末配当につきましては、普通配当 1 株当たり10円を増配し、60円の実施を予定しております。これにより既に実施済みの中間配当 1 株当たり60円と合わせまして、年間配当金は 1 株につき120円を予定しております。

セグメントの業績は次のとおりです。

なお、以下におけるセグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

<物流関連事業>

物流関連事業は、貨物輸送量の回復などにより営業収益は1,276億91百万円と、前期に比べ39億40百万円（3.2%）の増収となりました。

セグメント利益は、64億55百万円を計上し、前期に比べ5億64百万円（9.6%）の増益となりました。

<情報処理事業>

情報処理事業の営業収益は27億33百万円と、前期に比べ4億29百万円（13.6%）の減収となりました。

セグメント利益は4億44百万円を計上し、前期に比べ93百万円（26.6%）の増益となりました。

<販売事業>

物品販売ならびに委託売買業、損害保険代理業などの販売事業の営業収益は収益認識会計基準の変更により30億25百万円と、前期に比べ30億22百万円（50.0%）の減収となりました。

セグメント利益は2億61百万円を計上し、前期に比べ17百万円（7.4%）の増益となりました。

<その他>

その他では、自動車修理業やその他事業などで営業収益は19億11百万円と、前期に比べ1億76百万円（10.2%）の増収となりました。

セグメント利益は4億4百万円を計上し、前期に比べ2億21百万円（121.8%）の増益となりました。

今後の経済情勢につきましては、まん延防止等重点措置の解除とワクチン接種の進展により、社会経済活動が正常化にむかい、持ち直しの動きが期待される一方で、新たな変異株の出現やウクライナ情勢の長期化による経済活動の抑制や下振れが懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されております。

このような環境の中、当社グループの2023年3月期の連結業績予想につきましては、次のとおり見込んでおります。

(連結業績予想)

営業収益	145,000百万円 (前期比 7.1%増)
営業利益	7,800百万円 (前期比 5.8%増)
経常利益	8,200百万円 (前期比 3.7%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	5,600百万円 (前期比 9.6%増)

(注) 上記見通しは、当社が現時点で入手可能な情報に基づき合理的と判断したものであり、実際の業績は見通しと異なる場合があります。

事業別営業収益

事業別	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比増減率 (%)
物流関連事業	(127,691)	(94.3)	(3.2)
貨物自動車運送事業 および貨物利用運送事業	90,021	66.5	1.0
倉庫業	33,275	24.6	10.8
港湾運送事業	4,393	3.2	△5.2
情報処理事業	(2,733)	(2.0)	(△13.6)
販売事業	(3,025)	(2.3)	(△50.0)
その他	(1,911)	(1.4)	(10.2)
合計	135,361	100.0	0.5

(注) 「その他」には、自動車修理業、その他事業の各収入を含めて表示しております。

(2) 設備投資等および資金調達状況

当連結会計年度中の設備投資総額は57億96百万円で、その主な設備は、建物・構築物3億98百万円、機械装置1億50百万円、車両運搬具7億41百万円、リース資産28億円、建設仮勘定11億8百万円であります。設備資金は、自己資金、銀行借り入れや社債の発行により調達しております。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

2021年10月にトナミ運輸(株)春日部流通センター(埼玉県春日部市)の新設および京神倉庫(株)箕面支店(大阪府箕面市)を新築いたしました。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新築、拡充

トナミ運輸(株)尼崎支店(兵庫県尼崎市)の移転。

③重要な固定資産の売却、撤去、減失

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

トナミホールディングスグループは、「第22次中期経営計画(2021年4月1日～2024年3月31日):コーポレート・スローガン『TONAMI NEW PLAN 2023』」の取組みを進めております。

新しい社会構造の中、当社グループのあらゆるステージを変革することで、次世代の物流企業への進化を通じた企業価値の向上を実現し、社会の持続的な発展へ貢献する企業をめざしてまいります。

【第22次中期経営計画における5つの重点戦略】

①事業の成長

▶輸送サービスと物流サービスの連携強化・新規流通センター開発、M&Aや事業再編による事業の成長

②事業基盤の変革

▶TDX(TONAMI デジタルトランスフォーメーション)による業務効率の向上と物流輸送の高度化

③人材の確保

▶多様な人材の採用確保、事業形態や地域特性に応じた人事制度の構築

④資本形成

▶自己資本比率の向上と安定した資本政策

⑤経営品質の向上

▶経営品質(CSR・BCP)と成長性(ESG)評価や社会的認知度の向上

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2021年4月30日付で高岡通運株式会社（富山県高岡市）の株式を追加取得し子会社化いたしました。また、2022年3月1日付で株式会社サンライズトランスポート（岩手県一関市）の全株式を取得し子会社化いたしました。

(8) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第99期 2018年度	第100期 2019年度	第101期 2020年度	第102期 2021年度(当期)
営 業 収 益	137,436	138,167	134,695	135,361
経 常 利 益	7,781	7,329	7,146	7,906
親会社株主に帰属する当期純利益	4,539	4,125	4,660	5,110
1株当たり当期純利益	500円74銭	455円18銭	514円23銭	563円99銭
総 資 産	136,759	145,531	150,777	154,263
純 資 産	69,754	71,225	77,214	80,920

(9) 重要な親会社および子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
トナミ運輸株式会社	10,000 ^{百万円}	100%	貨物自動車運送事業
トナミ商事株式会社	50	100	物品販売事業
京神倉庫株式会社	490	100	倉庫業
トナミ運輸信越株式会社	50	100	貨物自動車運送事業
トナミ運輸中国株式会社	50	100	貨物自動車運送事業
阿南自動車株式会社	23	100	貨物自動車運送事業
北陸トナミ運輸株式会社	30	100	貨物自動車運送事業
トナミ国際物流株式会社	60	100	港湾運送事業

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社8社を含む25社であり、持分法適用会社は5社であります。

2. 当期の連結営業収益は前期比0.5%増の1,353億61百万円、連結経常利益は前期比10.6%増の79億6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比9.7%増の51億10百万円となっております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

1. 特定完全子会社の名称および住所

トナミ運輸株式会社

富山県高岡市昭和町3丁目2番12号

2. 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の事業年度の末日における帳簿価額の合計額

266億66百万円

3. 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

864億78百万円

(10) 主要な事業内容

当社は純粋持株会社であり、次の各事業を営む会社を支配管理しております。事業部門別の主要な内容は下記のとおりです。

事業区分	事業内容
物流関連事業	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業
情報処理事業	情報処理事業
販売事業	物品販売ならびに委託売買業、損害保険代理業、総合リース業
その他の	自動車修理業、その他事業

(11) 主要な事業所

会社名	名称	所在地
当社	本社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
トナミ運輸株式会社	本社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
	相模支店	神奈川県海老名市上郷4-1-2
	浦和支店	埼玉県さいたま市緑区中野田字谷ノ前1045
	中央支店	富山県射水市津幡江95
	富山支店	富山県富山市宮町334-1
	金沢支店	石川県金沢市神野町東202
	福井支店	福井県福井市今市町11-7-1
	南大阪支店	大阪府堺市堺区築港八幡町1-1
東大阪支店	大阪府東大阪市本庄中1-4-90	
大阪中央支店	大阪府大阪市鶴見区焼野3-2-11	
トナミ商事株式会社	本社	富山県高岡市昭和町1-2-10
京神倉庫株式会社	本社	京都府京都市下京区和気町21-1
トナミ運輸信越株式会社	本社	新潟県新潟市西区北場1087-1
トナミ運輸中国株式会社	本社	広島県広島市西区草津港3-2-1
阿南自動車株式会社	本社	長野県諏訪市中洲5502-18
北陸トナミ運輸株式会社	本社	富山県高岡市上四屋4-42
トナミ国際物流株式会社	本社	神奈川県横浜市中区山下町23

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の数

事業区分	従業員数	前期比増減
物流関連事業	6,338名	43名
情報処理事業	139名	4名
販売事業	90名	△5名
その他	102名	△1名
全社(共通)	73名	△6名
合計	6,742名	35名

② 当社の従業員数

区分	従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	48名	△4名	52.1歳	27.5年
女	25名	△2名	41.0歳	16.0年
合計または平均	73名	△6名	48.3歳	23.5年

(13) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,286
株式会社北陸銀行	1,850
株式会社三菱UFJ銀行	1,504
株式会社三井住友銀行	1,450
株式会社りそな銀行	670
三井住友信託銀行株式会社	610

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 29,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,761,011株（自己株式 697,469 株を含む。）
- (3) 株主数 4,788名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	694 千株	7.67 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	667	7.37
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	583	6.43
ト ナ ミ 運 輸 従 業 員 持 株 会	471	5.20
ト ナ ミ 共 栄 会	416	4.60
株 式 会 社 北 陸 銀 行	336	3.71
三菱ふそうトラック・バス株式会社	325	3.59
東京海上日動火災保険株式会社	322	3.56
ト ナ ミ 親 和 会	306	3.38
T O Y O T I R E 株 式 会 社	299	3.30

- (注) 1. 当社は、2022年3月31日現在自己株式697千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 667千株
 - 株式会社日本カストディ銀行 583千株

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	綿 貫 勝 介	トナミ運輸(株)代表取締役社長 一般社団法人富山県トラック協会会長
専 務 取 締 役	高 田 和 夫	経営企画グループ担当 トナミ運輸(株)専務取締役
専 務 取 締 役	泉 伸 一	物流戦略担当 トナミ運輸(株)専務取締役 高岡通運(株)代表取締役社長
常 務 取 締 役	寺 拝 豊 信	人事管理グループ担当 トナミ運輸(株)常務取締役
取 締 役	佐 藤 公 昭	経営管理グループ担当兼社長室長兼内部統制担当 トナミ運輸(株)常務取締役 トナミビジネスサービス(株)代表取締役社長
取 締 役	犬 島 伸 一 郎	コーセル(株)社外監査役
取 締 役	早 水 暢 哉	早水法律事務所所長
常 勤 監 査 役	三 枝 保 弘	トナミ運輸(株)監査役
常 勤 監 査 役	輪 達 光 春	トナミ運輸(株)監査役
監 査 役	松 村 篤 樹	あおぞら経営(株)代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 アルビス(株)社外取締役
監 査 役	尾 田 利 之	中野一輝税理士事務所

- (注) 1. 取締役 犬島伸一郎氏、早水暢哉氏は、社外取締役であります。なお、犬島伸一郎氏、早水暢哉氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 松村篤樹氏、尾田利之氏は、社外監査役であります。なお、松村篤樹氏、尾田利之氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役 三枝保弘氏は、長年当社の経営企画部門を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 輪達光春氏は、長年当社の経理財務部門を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 松村篤樹氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 尾田利之氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役 三枝保弘氏は、2021年6月29日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、監査役に就任しております。
8. 取締役 寺林康男氏、田中一郎氏は、2021年6月29日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
9. 監査役 武部正文氏は、2021年6月29日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。

なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法および内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めております。決定方針の内容は下記のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に関しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の役員報酬規程に基づき、役位、業務執行の困難さ、責任の重大性、会社の業績、社員給与とのバランス、世間相場等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等は、取締役会において定めた決定方針に基づく報酬基準に従って支給されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿っています。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額2億5千万円以内、監査役の報酬額を年額6千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は5名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき代表取締役社長綿貫勝介がその具体的内容について委任を受けるものとしております。代表取締役社長に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

④取締役および監査役の報酬等の額

取締役 10名 41百万円（うち社外 3名 13百万円）

監査役 5名 13百万円（うち社外 2名 8百万円）

(注) 期末現在の人員数は取締役7名、監査役4名であります。

⑤取締役および監査役の業績連動報酬等および非金銭報酬等の額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役 犬島伸一郎氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会11回のうち全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの必要な発言を適宜行っております。さらに、長年の金融機関における経験や企業経営の豊富な経験と見識に基づいた助言・提言等、社外取締役に求められる役割を果たしております。

②取締役 早水暢哉氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

当社は早水暢哉氏と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その報酬額は、年間1,000万円未満であり、特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後に開催の取締役会8回のうち全てに出席し、主に法律分野での豊富な経験・見地からの必要な発言を適宜行っております。さらに、長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づいた助言・提言等、社外取締役に求められる役割を果たしております。

③監査役 松村篤樹氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会11回、監査役会12回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

④監査役 尾田利之氏

- イ. 重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。
- ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会11回、監査役会12回のうち全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 42百万円

②当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 48百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役、従業員を含めた行動規範として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、これらの遵守をはかる。

取締役会については取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保されており、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行について監査役会の定める監査の方針および分担に従い、社外監査役を含め各監査役の監査対象となっている。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役に報告し、その是正をはかる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程および文書保存規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」に基づき、トナミグループの業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者について体制を整える。

- 車輛の運行に関わるリスク
- 貨物の輸送・保管・加工に関わるリスク
- 取引先の信用リスク
- 人事リスク
- 情報システムリスク
- 財務リスク
- 管財リスク
- 大規模災害

ロ. リスク管理体制の基礎として「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、社長を最高責任者として、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に則りリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には「トナミグループ大規模災害対応規程」および「トナミグループ緊急時対応規程」に基づき、社長を本部長とした災害対策本部を設置し、規模に従って迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制の基礎として「トナミグループ社員行動規範」を定め、

意思決定機関として、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制担当役員を中心とする内部統制システムの向上をはかる。

ロ. 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置く。また、コンプライアンスの統括組織としてコンプライアンス委員会を設置し、内部統制チーム（監査室内）が内部統制体制の維持・向上のための統括・運営・研修を行う。

ハ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

ニ. 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、本社の内部統制チーム（監査室内）を直接の情報受領者とする社内通報システム「トナミグループ社内通報規程」を運用する。

ホ. 監査役は当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、「グループ運営規程」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。経営管理については、「グループ会社管理要領」により本社承認・報告事項を定め、子会社経営の管理を行う。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。

ロ. 子会社が、当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社は監査室に報告する。監査室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

ハ. グループ会社全体を対象とした法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「トナミグループ社内通報規程」を整備・運用する。

ニ. 子会社の取締役、執行役、業務執行社員等の職務執行に係る事項の当社への報告体制として、取締役の業務執行状況および事業内容について、毎月当社の関係会社管理部に報告し、当社取締役会への四半期毎の事業内容の報告を行う。

ホ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、業務執行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつき、これを予防するための「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、リスク管理体制の一層の強化をはかる。具体的な対応については、グループ運営規程およびグループ会社管理要領に基づき、「大規模災害対応規程」「緊急時対応規程」「コンプライアンス規程」「トナミグループ社内通報規程」等に定める。

- へ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、各子会社について取締役および監査役を非常勤派遣し、意思決定・業務執行の適正に関する監督・監査を行う。グループ会社の経営に係る重要事項については、当社で事前協議のうえ、当社取締役会承認を得ることとし、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」において、それぞれの執行責任者および責任内容、執行手続きを定め、効率的な職務執行を遂行する。
- ト. 子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、当社の内部監査部門がグループ会社の取締役等および使用人の職務の業務執行の適正性および遵法体制に関して、随時監査を実施し、当社監査役に報告する。
- ⑦監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役を補助すべき使用人については、監査室の職員とする。監査室の職員の人事異動については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ロ. 監査室職員は業務の執行に係る役職を兼務しない。
- ⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- ロ. 「トナミグループ社内通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- ハ. 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。
- ⑨反社会的勢力排除にむけた体制
- 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないこととしております。
- また、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携のもと、関係各署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対行わないこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の法令・定款への適合性および効率性の確保

当社の定例取締役会を11回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について審査・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行い、取締役会への報告を行いました。

また、社長、担当取締役等で構成されるコンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスおよび経営リスク管理状況について、各社の取締役会および当社取締役会への報告を行いました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理

文書取扱規程および文書保存規程に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書を時系列に保存しました。

③ 損失の危険の管理

グループ各社の主要なリスクについて、コンプライアンス委員会を通じて、各社社長または担当役員から定期的に報告を受け、その管理状況を確認しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転をとまなう買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、①グループ事業の総合力、②偏りのない優良な顧客資産の構築、③地道な現場力と健全な財務体質、④中長期的な従業員との信頼関係にあるところ、当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社

の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることに より、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、2021年度から2023年度までの「中期経営3ヵ年計画」をスタートさせました。その概要は以下のとおりです。

(1) コーポレートスローガン

『TONAMI NEW PLAN 2023』

(2) 期間

「2021年4月1日～2024年3月31日」までの3ヵ年

(3) 基本方針

DXによる業務効率化をさらに推進し生産性を上げ物流サービスと輸送事業の連携強化により、新たな社会構造の中で中長期的な成長を持続する。

(4) 重点戦略

①事業の成長

▶ 輸送サービスと物流サービスの連携強化・新規流通センター開発、M&Aや事業再編による事業の成長

②事業基盤の変革

▶ TDX（TONAMI デジタルトランスフォーメーション）による業務効率の向上と物流輸送の高度化

③人材の確保

▶ 多様な人材の採用確保、事業形態や地域特性に応じた人事制度の構築

④資本形成

▶ 自己資本比率の向上と安定した資本政策

⑤経営品質の向上

▶ 経営品質（CSR・BCP）と成長性（ESG）評価や社会的認知度の向上

③内部統制体制の構築とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、内部統制体制を充実させることが重要であると考えており、2008年10月1日開催の取締役会で内部統制体制の方針を決議し、その基本方針に基づく健全な内部統制システムの構築をはかり、企業価値向上にむけて取り組んでおります。

さらに、コーポレート・ガバナンスに関する取組みとして、当社は、取締役会における業務執行に対する監督機能の強化のため、執行役員制度を導入することにより環境変化に即応した迅速な意思決定を可能とするとともに、社外取締役を2名選任し、その全員を東京証券取引所が定める独立性基準を満たした独立役員として届け出ております。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2017年6月28日開催の第97回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、2020年6月26日開催の第100回定時株主総会決議に基づき更新しております（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。本プランの目的、概要については、次のとおりです。

④本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記①に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

⑤本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得にともなって買収者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役および社外監査役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は、2020年6月26日開催の第100回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。

ロ. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営3ヵ年計画および内部統制体制の構築ならびにコーポレート・ガバナンスの強化の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足していること、第100回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て更新されており、有効期間は3年と定められていること、本プランの発動の是非について株主の皆様のご意思を確認する仕組みが設けられていること、また当社の株主総会において選任された取締役によって構成される取締役会によりいつでも本プランを廃止できるものとされていること等、株主の皆様のご意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正性・客観性が担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	57,818	流 動 負 債	34,252
現金及び預金	30,395	支払手形	949
受取手形	1,968	営業未払金	12,383
営業未収入金及び契約資産	21,535	短期借入金	8,520
リース投資資産	24	1年内返済予定の長期借入金	711
棚卸資産	761	リース債務	2,526
未取還付法人税等	605	未払法人税等	1,608
その他の	2,667	未払消費税等	908
貸倒引当金	△139	賞与引当金	1,480
固 定 資 産	96,444	その他の	5,163
有 形 固 定 資 産	76,730	固 定 負 債	39,090
建物及び構築物	20,537	社債	10,000
機械装置及び運搬具	3,512	長期借入金	8,127
土地	44,593	リース債務	5,506
リース資産	7,070	再評価に係る繰延税金負債	3,522
建設仮勘定	178	役員退職慰労引当金	235
その他の	837	債務保証損失引当金	112
無 形 固 定 資 産	819	退職給付に係る負債	7,216
のれん	151	繰延税金負債	3,695
その他の	668	その他の	673
投資その他の資産	18,895	負 債 合 計	73,342
投資有価証券	13,339	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	28	株 主 資 本	69,982
繰延税金資産	812	資 本 金	14,182
退職給付に係る資産	100	資 本 剰 余 金	11,708
その他の	5,187	利 益 剰 余 金	46,167
貸倒引当金	△571	自 己 株 式	△2,076
		その他の包括利益累計額	10,456
		その他の有価証券評価差額金	4,582
		土地再評価差額金	5,859
		退職給付に係る調整累計額	14
		非支配株主持分	481
		純 資 産 合 計	80,920
資 産 合 計	154,263	負 債 ・ 純 資 産 合 計	154,263

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業収益		135,361
営業原価		120,533
営業総利益		14,828
販売費及び一般管理費		7,458
営業利益		7,369
営業外収益		857
受取利息	164	
受取配当金	277	
受取家賃	108	
持分法による投資利益	98	
為替差益	20	
貸倒引当金戻入額	5	
その他	183	
営業外費用		321
支払利息	232	
貸倒引当金繰入額	26	
債務保証損失引当金繰入額	13	
その他	48	
経常利益		7,906
特別利益		263
固定資産売却益	141	
のれん発生益	85	
貸倒引当金戻入額	31	
その他	5	
特別損失		475
固定資産売却及び除却損	58	
投資有価証券評価損	60	
減損損失	55	
のれん減損損失	192	
抱合せ株式消滅差損	31	
その他	76	
税金等調整前当期純利益		7,693
法人税、住民税及び事業税		2,490
法人税等調整額		9
当期純利益		5,193
非支配株主に帰属する当期純利益		82
親会社株主に帰属する当期純利益		5,110

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	33,554	流動負債	23,131
現金及び預金	25,694	営業未払金	3
営業未収入金	25	短期借入金	3,500
前払費用	5	1年内返済予定の長期借入金	183
短期貸付金	6,999	未払金	15
未収入金	5	未払法人税等	74
未収還付法人税等	600	未払消費税等	12
その他金	343	未払費用	44
貸倒引当金	△120	預り金	19,273
固定資産	49,196	賞与引当金	24
有形固定資産	433	その他	0
建物	96	固定負債	19,202
構築物	9	社債	10,000
機械装置	0	長期借入金	6,991
車両運搬具	5	再評価に係る繰延税金負債	71
工具器具備品	27	債務保証損失引当金	112
土地	294	退職給付引当金	59
無形固定資産	34	繰延税金負債	1,936
借地権	33	その他の固定負債	29
ソフトウェア	1	負債合計	42,333
投資その他の資産	48,728	純資産の部	
投資有価証券	11,234	株主資本	35,759
関係会社株	34,763	資本金	14,182
長期貸付金	2,893	資本剰余金	11,684
差入保証金	27	資本準備金	3,545
その他	129	その他資本剰余金	8,138
貸倒引当金	△320	利益剰余金	11,968
		その他利益剰余金	11,968
		繰越利益剰余金	11,968
		自己株式	△2,076
		評価・換算差額等	4,657
		その他有価証券評価差額金	4,498
		土地再評価差額金	158
資産合計	82,750	純資産合計	40,416
		負債・純資産合計	82,750

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営 業 収 益		3,522
営 業 原 価		-
営 業 総 利 益		3,522
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,013
営 業 利 益		2,508
営 業 外 収 益		465
受 取 利 息	110	
受 取 配 当 金	265	
受 取 家 賃	51	
為 替 差 益	19	
そ の 他	18	
営 業 外 費 用		148
支 払 利 息	49	
社 債 利 息	39	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	26	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	13	
そ の 他	19	
経 常 利 益		2,825
特 別 損 失		64
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	13	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	50	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,760
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7
当 期 純 利 益		2,753

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

トナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藝眞博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トナミホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

トナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安藝眞博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

トナミホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	三	枝	保	弘	印
常勤監査役	輪	達	光	春	印
社外監査役	松	村	篤	樹	印
社外監査役	尾	田	利	之	印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、業績・キャッシュフローの状況等を考慮しつつ安定配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、今後の業績および財務の状況を総合的に勘案して、1株当たり60円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金60円 総額 543,812,520円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除にともない、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化をはかるため、社外取締役を増員することとし、新たに取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。現任の取締役の員数は7名であります。

なお、新たに選任されます取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
かさい ちあき 笠井 千秋 (1953年12月15日生)	1976年4月 ㈱日本興業銀行(現㈱みずほ銀行) 入行 2002年12月 ㈱タカギセイコー 出向 2007年10月 同社 代表取締役社長 2014年6月 同社 代表取締役会長 2016年6月 同社 取締役相談役 2018年6月 同社 取締役相談役退任 (重要な兼職の状況) なし	なし
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 笠井千秋氏は、長年にわたる金融機関ならびに企業経営の豊富な経験と見識を有しており、当社の経営体制の強化に有効な人材として、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化に対して、客観的な立場から指導・助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

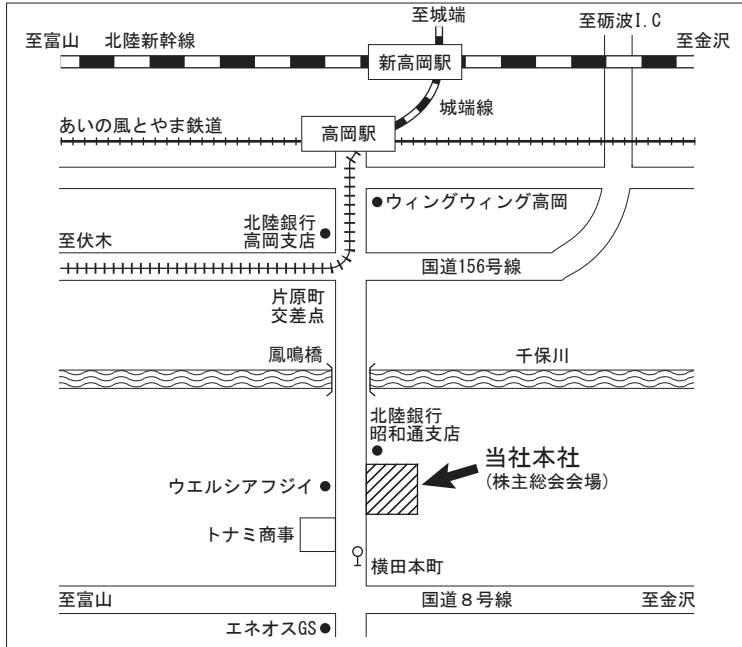
- (注) 1. 新任候補者であります。
2. 候補者笠井千秋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 笠井千秋氏は、社外取締役候補者であります。なお、笠井千秋氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は笠井千秋氏が取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

<メモ欄>

第102回 定時株主総会会場ご案内図

会 場 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
当社本社 4階ホール



交 通 *高岡駅より徒歩約20分

*バス利用の場合

新高岡駅①番のりば、高岡駅③番のりば (福岡・石動方面行)

「横田本町」下車、徒歩約2分